

会 議 録

第 1 7 回定例会

開会 平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日

教育委員会会議録

1 開 会 平成26年12月22日 午後1時30分

2 閉 会 平成26年12月22日 午後2時45分

3 出席委員

委員長	松重 和美
委員	西 泰宏
委員	田村 典子
委員	坂口 裕昭
委員	三牧 千鶴子
委員(教育長)	佐野 義行

4 出席者

副 教 育 長	小原 直樹
教 育 次 長	松山 隆博
教 育 次 長	藤井 伊佐子
教 育 総 務 課 長	栞原 孝司
教 職 員 課 長	美馬 持仁
学 校 政 策 課 長	草野 純一
教 育 文 化 政 策 課 長	結城 孝典
教 育 総 務 課 副 課 長	阿部 淳子

[開 会]

委員長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

委員長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

委員長 会議録を承認する旨を告げる。

[教育長報告]

教育長 1 2 月定例県議会における審議結果について報告する。

〈質 疑〉

特になし

[議 事]

委員長 議案第 5 0 号を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

委員長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《議案第 4 9 号 徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する
規則の一部を改正する規則について》

委員長 説明を求める。

教職員課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし

委員長 議案第 4 9 号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

委員長 議案第 4 9 号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項1 平成28年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査の変更点について》

委員長 説明を求める。
教職員課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

委員長：家庭科の変更点は、出願要件にするのではなく加点でよいのか。

教職員課長：そのとおりである。

委員長：小学校の英語の実技審査について、短い時間に英語能力、コミュニケーション能力を見るのは難しい。TOEFLやTOEICを導入していくなどの検討はされているのか。

教職員課長：高等学校の英語の審査には、英検準1級相当以上には加点制度を設けている。ただ小学校英語ということで、ハードルを上げることは受審者の負担となり、受審者数の減も懸念される。まずは、発音等ではなく、英語教育に前向きに取り組もうとする態度や意欲を見ていきたい。

委員長：自己紹介であれば事前準備ができるため、本当の能力かどうかは分からないのではないか。

教職員課長：課内でも検討したことであるが、小学校の教員に必ずしも中学校や高等学校の英語教員ほどの力は必要でないと考えている。まずは、ハードルを下げて実施したいと考えている。

佐野教育長：今後、大学の教員養成課程でもこのようなことを実施するであろうし、教員採用と教員養成課程の両方において、今が過渡期と思っている。

三牧委員：3について「4月1日から締切日までに講師に任用されていればよい。」ということか。

教職員課長：今までは、過去5年間に36月以上、臨時教員としての勤務経験が必要で、その上に、その年の4月1日から出願締切日までの間に、臨時教員として任用されていることが要件であったが、今後、定数の減により、任用できない可能性もある。また、出願締切日までは要件を満たしていないが、出願締切日の翌日からは要件を満たすといった場合は、特別選考⑥で受審できないなどの不合理もあったが、要件をとることにより、多くの受審者が見込めると考えている。

三牧委員：審査前には講師に就きたがらないという話を聞くが。

教職員課長：そのような点に不安もあるが、最近他県の採用者数が増えており、徳島県の受審者数が減少することがより大きな不安点である。受審者数を増やして、優秀な人材を確保したい。

《議案第51号 文化財の指定の諮問について》

委員長 説明を求める。

教育文化政策課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

委員長：徳島県の地図では、三番叟まわしが、これだけの範囲でされていたということ、四国全体でもされていただろうということだが、淡路島等でもされているのか。

教育文化政策課長：現在は、県内が大半で、西宮には行っていると伺っている。淡路島で、門付けとして三番叟を行っているとは聞いていない。人形浄瑠璃のルーツが西宮から淡路を通ってきていることは事実だが三番叟まわしは独自の形で、以前は行っていたかもしれないが。

委員長：国文祭でも、オープニングでやったのか。

教育文化政策課長：平成19年のオープニングで演じている。

田村委員：指定については遅いぐらいかと思う。辻本さんも、芝原の生活文化を長く研究されていて、この案件も文化財として非常に深いものがあるので、多くの人に知ってもらわないといけないと思う。賛成である。

委員長：用具等は既に指定されていて、それを無形文化財として指定されるのか。

教育文化政策課長：今御覧いただいた三番叟まわしの部分を無形民俗文化財に指定したいと考えている。用具については、国の登録有形民俗文化財となっている。保護のしかたは指定よりは弱いですが、守っていこうということで登録されている。

三牧委員：後継者はどうなっているのか。

教育文化政策課長：資料の18ページにあるように、2004年に「箱廻しこども体験教室」を文化庁の支援を受けて、伝承活動を始めている。それからずっと伝承教室を開催されているようだが、直接長期にわたって後継者が弟子のような形で入っているとは聞いていない。

三牧委員：指定にあたって必要なことの中にはないのか。後継者がいるとか、後継者を育てるための何かをしているとか。

教育文化政策課長：後継者を育てるための活動があるという中で、将来的には志す人たちに育ててもらいたいということで、確約的なものではないが伝承活動がこれからもなされていくということで、御理解いただきたい。

三牧委員：伝承教室で大丈夫なんだろうが、引き継いでいく方が育たないと。

田村委員：大変な活動と思うが、歴史的な意味を理解して活動していく方が増えていく気がする。そのためにも指定をしていただきたい。

教育文化政策課長：指定して、伝承教室もやる中で、中内さんも使命感をもってされているので、引き継ぐ方が現れると期待している。

三牧委員：何年か前には報道で取り上げられ、ずいぶんと華々しく活動されていたが、最近はあまり話題にならないような気もする。

田村委員：海外で公演もされている。

委員長：獅子舞も少なくなっている。指定することで認められるのと、後につなぐ人ができてくるのではないかと思う。

委員長 議案第51号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
委員長 議案第51号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第52号 文化財指定解除の諮問について》

委員長 説明を求める。
教育文化政策課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉
特になし

委員長 議案第52号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
委員長 議案第52号を原案どおり決定する旨を告げる。

[閉 会]

委員長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉 会 午後2時45分